

令和3年度第1回碧南市明るい選挙推進協議会会議録

- 第1 日 時 令和3年7月29日（木）午後4時
- 第2 場 所 碧南市役所2階 談話室2
- 第3 出席した委員等
- (1) 明推協委員 高松委員、伊藤委員、守田委員、横山委員、三田委員、三浦委員、大竹委員、磯貝委員、多田委員、加藤委員
 - (2) 選管委員 栗津委員長、岡本委員、高山委員、杉浦委員
- 第4 欠席した委員 石原委員、長坂委員
- 第5 参会した職員 奥谷書記長、深津書記長代理、菅沼書記、齋藤書記
- 第6 会議の概要 (午後4時 開会)

1 あいさつ

2 辞令交付

3 会長・副会長の選出

4 議 題

- (1) 愛知県議会碧南市選出議員補欠選挙の概要について（P1～P6）
- (2) 愛知県議会碧南市選出議員補欠選挙の啓発計画（案）について（P7、8）
- (3) 愛知県議会碧南市選出議員補欠選挙における「街頭啓発」について（案）（P9）
- (4) その他
衆議院議員総選挙の啓発計画等について

(午後5時 閉会)

上記は、令和3年度第1回碧南市明るい選挙推進協議会の会議録である。

令和3年7月29日

議事の要旨

1 あいさつ

2 辞令交付

3 会長・副会長の選出

碧南市明るい選挙推進協議会規約第7条の規定により会長に高松委員を選出し、副会長に伊藤委員、守田委員の2名を選出した。

4 議題

(1) 愛知県議会碧南市選出議員補欠選挙の概要について

事務局が会議資料に基づき、愛知県議会碧南市選出議員補欠選挙の概要について説明。特に質疑なく了承された。

(2) 愛知県議会碧南市選出議員補欠選挙の啓発計画（案）について

事務局が会議資料に基づき、愛知県議会碧南市選出議員補欠選挙の啓発計画（案）について説明した後、質疑応答を行い了承された。

【質疑等要旨】

委員：期日前投票が21日から始まるが、選挙公報の配布が一番早くていつになるのか？

事務局：投票実施が決まってから選挙公報を印刷するため、今のスケジュールでは8月21日に納品予定です。速やかに配布業者に渡したとしても、早くても8月24日頃になると想定しています。

委員：難しいと思うが、すぐに投票に来る人もいるので、なるべく早く配布できると良い。

事務局：8月21日の時点で県ホームページに掲載される予定ですので、市ホームページからも見れるようにしたいと思います。また、各世帯に配布するもの以外に、各公共施設に備え置くものもありますので、選挙公報が届く前に期日前投票に来られた方でも投票所では手に取ってもらうことができます。

委員：ホームページに掲載することは、8月15日号の広報へきなんでは周知されるのか？

事務局：今回の広報の記事では記載していません。次回以降の選挙では広報での周知も検討させていただきます。

委員：新聞を取っていない世帯へはどうやって配られるのか？

事務局：各新聞販売店がカバーしているエリアの中で、新聞を購読している世帯へは新聞折込で対応し、新聞を取っていない世帯へはポスティングで対応する形になります。

委員：費用的には増えるのか？

事務局：これまでは町内会の協力の下で配布していただきましたので、委託金額としては増える形になりますが、近隣市の状況や町内会の負担軽減といった観点から見直し、変更を行いました。

(3) 愛知県議会碧南市選出議員補欠選挙における「街頭啓発」について（案）

事務局が会議資料に基づき、愛知県議会碧南市選出議員補欠選挙の啓発計画（案）について説明した後、質疑応答を行いました。

【質疑等要旨】

委員：ティッシュよりマスクの方が手に取ってもらえるのではないかな？

事務局：今回の啓発資材は、県が作成するものです。予算や納期の都合もあり、ポケットティッシュになったと思われます。

委員：投票に来てもらった人へのインセンティブとして物を渡すというのは難しいのかな？

委員：投票率を上げるためということ考えると、投票に来た人に渡すのでは効果がないのではないかな？

事務局：禁止されているということはないと思いますが、予算的な制約もあり、実施したことはありません。

委員：投票所で使う鉛筆は、消毒しているのかな？

事務局：前回の選挙から、投票所では使い捨て鉛筆を使用しています。回収箱を設置していますが、持ち帰っていただいても問題ありません。回収した鉛筆については、消毒し、他の部署等で必要になった際に提供しています。今回の選挙でも、前回使用したものを一部再利用する予定です。

(4) その他

衆議院議員総選挙の啓発計画等について各委員の意見を伺い、コロナの状況が好転しなければ今回同様該当啓発は行わないこととした。また、衆議院議員選挙前の会議開催の是非については、会長に一任することとし、会議を開催しない場合も啓発計画については委員に情報提供することとした。